

次の表の改定前に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に改定する。

改定後	改定前
<p>1～4 略</p> <p>5 工期の設定等 (1) 発注者は、余裕期間設定工事の発注において、発注者指定方式又は任意着手方式のいずれかを選択するものとし、いずれの方式においても余裕期間は、<u>6ヶ月</u>を超えない範囲内で設定するものとする。 (2)～(3) 略</p> <p>6～11 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 <u>この要領は、令和元年12月20日から施行する。</u></p>	<p>1～4 略</p> <p>5 工期の設定等 (1) 発注者は、余裕期間設定工事の発注において、発注者指定方式又は任意着手方式のいずれかを選択するものとし、いずれの方式においても余裕期間は、<u>実工期の30%</u>を超えず、かつ、<u>4ヶ月</u>を超えない範囲内で設定するものとする。 (2)～(3) 略</p> <p>6～11 略</p> <p>附 則 略</p>